

### 別紙 3

行政手続法が適用される（法令に根拠がある）処分基準（不利益処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備 考
701	農業経営改善計画の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）	第13条第2項	×ア	産業振興課農業振興係	

※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 処分基準を設定している。
- ②「×」 処分基準を設定していない。
  - ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの
  - イ：処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
  - ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの